附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　第二条の規定の施行の際現に提出されている同条の規定による改正前のボイラー及び圧力容器安全規則（以下「ボイラー則」という。）様式第十六号による申請書は、同条の規定による改正後のボイラー則様式第十六号による申請書とみなす。

（登録製造時等検査機関に関する経過措置）

第三条　第四条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の四十五に掲げる区分について労働安全衛生法（以下「法」という。）第三十八条第一項の規定による登録を受けようとする者は、この省令の施行の日前においても、その申請を行うことができる。法第四十八条第一項の規定による業務規程の届出についても同様とする。

第四条　第四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の四十五に規定する区分について法第四十六条第一項の規定により登録製造時等検査機関の登録を受けている者に係る区分については、当該登録の有効期間の経過する日までの間は、なお従前の例による。

○厚生労働省令第七号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第六条第十一号及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十一条第二号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

一　日本の国籍を有しない者であつて、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民以外のもの（既に被保険者の資格を取得している者及び厚生労働大臣が別に定める者を除く。）

第一条第二号中「入管法」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）」に改め、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号を次のように改める。

一　日本の国籍を有しない者であって、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民以外のもの（既に被保険者（法第五十条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の資格を取得している者及び国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者を除く。）

第九条第二号中「入管法」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）」に改め、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

附　則

この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

○環境省令第一号

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第八号）の施行に伴い、及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十日

環境大臣臨時代理

国務大臣　枝野　幸男

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号リ中「餌（えさ）」を「餌」に改め、同条第四項に次の一号を加える。

五　営業時間

第三条第一項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「及び貸出業（動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者」を削り、「第八条第一号から第七号まで」を「第八条第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第九号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三　貸出業（動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあっては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第二号、第七号及び第九号に定める内容に適合していること。

第三条第二項に次の一号を加える。

九　犬又はねこの飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業（動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者であって夜間に営業しようとする者に限る。）。

第五条第四項に次の一号を加える。

六　営業時間の変更であって、その変更に係る部分の営業時間が、夜間に含まれないもの

第八条中第八号を第十号とし、同条第七号中「第四号」を「第五号」に、「第六号」を「第七号」に改め、同号に後段として次のように加える。

競りあっせん業者にあっては、実施した競りにおいて売買された動物について、第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認に係る文書の写しを、販売業者から受け取るとともに、当該写しに係る販売業者及び顧客を明確にした上で、これを五年間保管すること。

第八条中第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　競りあっせん業者（登録を受けて動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うことを業として営む者をいう。以下同じ。）にあっては、実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者により第五号に掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。

第八条中第五号を第六号とし、同条第四号ホ中「給餌（じ）」を「給餌」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　販売業者、貸出業者及び展示業者（登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。）にあっては、犬又はねこの展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。